
第4章 戦時期の消防

● 戦時下の消防体制

昭和6年(1931)満州事変の勃発によって、わが国は非常時体制に突入した。この後日華事変、太平洋戦争へと発展し、昭和20年(1945)終戦までを、日本の歴史では、15年戦争という時代の区分で見ている。また、消防史の時代区分では、この時期は“戦時下の消防”であった。

昭和7年に全国各都市で軍と警察の指導によって防空演習が始められ、続いて警察単位で防護団が編成された。昭和12年(1937)には「防空法」が制定され、同14年には「警防団令」が制定されると、消防体制は急速に戦時体制下の消防組織へ移行して行った。

やがて、太平洋戦争に突入してからは空襲火災と闘うことになり、乏しい消防力で大空襲に立ち向かう消防隊は、戦場の軍隊に優るとも劣らぬ死闘を繰り広げた。

昭和7年(1932)、東京連合防護団が編成され、代々木練兵場で発団式が挙行され、わが国の消防は防空時代へと突入した。翌8年には関東一府六県で初の総合防空演習が実施され、それ以降各都市で防空演習が実施されるようになった。

昭和12年(1937)4月2日には、「防空法」が制定、10月1日、施行された。これにともない各都市に家庭防火群組織が編成され、内務省をはじめ各府県警察部に防空課が設けられるに至って、戦時下の消防体制が実質的に編成されることとなった。「防空法」の制定により法に基づく防空演習が、より強力

に、実戦的な内容で展開されるようになったわけである。

昭和14年(1939)1月24日「警防団令」が公布された。

東京で誕生した防護団は、全国的に設立されるに及び、その団員数は、400万人を数えるに至ったが、その一方で、従来からの消防組と、任意団体としての防護団が混存するという結果となり、態勢の合理的な立て直しの必要性が収ばれていた。

太平洋戦争開戦を前にした昭和16年(1941)3月1日、首都防空消防強化のため、消防職員は1万2千人、消防ポンプ自動車は1,007台に増強、消防学徒報国隊が8月に編成された。内務省は、9月に防空課を4課制の防空局に拡充するとともに、12月8日、開戦当日に「防空監視隊令」を制定した。

昭和19年に入ると「新防空法」が制定され、東京、名古屋を手始めに建物の強制疎開が行なわれ、まさに江戸時代の破壊消防が偲ばれた。

● 防護団の編成

関東大震災の惨禍からようやく立ち直った東京では、大震災火災や空襲火災を想定した最初の総合的な非常時消防対策として、「非常時火災警防規程」が制定(昭和5年7月28日)された。

そして9月1日に実施された第1回警防演習の教訓から、市民の自衛防火組織とし

て「防護団」が設立されることとなり、「東京非常変災要務規約」を制定して編成に着手した。昭和7年（1932）4月から区町村単位で編成が始められ、9月1日に東京市長を団長とする東京市連合防護団を編成し、発団式が代々木練兵場で行なわれた。

市民の自衛防火組織として編成された防護団は、昭和8年の第1回関東地方防空大演習、翌年の東京、横浜、川崎三市合同防空演習などで中心的な役割をになうようになり、空襲火災に対する市民組織へとその性格が移行していった。防護団は初め、警護班、警報班に防火班、救護班など9班に編成され、その中心である防火班は、火災時に、消防隊員を援助することを目的としていた。やがて空襲火災を想定して、防毒班、避難所管理班などが設けられ、次第に戦時色の濃い市民防空組織になっていった。

東京で誕生した防護団は、次第に全国に波及しはじめ、昭和12年（1937）、日華事変を契機にさらに増え、全国の防護団員は400万人に達した。

しかし、防護団は法令に基づくものではなく市町村長による任意団体であったため、地方においては消防組員が兼務しており、実質的には消防組と同一地域にあることは不都合であることから、昭和12年の「防空法」の制定を機に、内務省は防護団と消防組の合理的な統一をはかり、昭和14年（1939）「警防団令」の公布によって両者は新しい組織に改められ、強力な民間防空群の主力として活躍することとなった。

●「警防団令」の制定

東京における大震災火災、空襲火災に対処するため、市民による自衛組織として設立された防護団は、昭和7年（1932）に編成を完了した。

この防護団組織はたちまち全国に波及し、昭和12年日華事変の勃発を機に一層増え、全国で団員が400万人に達した。しかし、地方においては消防組員が兼任しており、同一地域に二つの団体では指揮系統、予算等で不都合な点が多く、「防空法」制定（昭和12年）を機に合体することとなった。

昭和14年（1939）1月24日、「警防団令」が勅令によって制定され、江戸時代の町火消が明治27年（1894）、「消防組規則」の制定で消防組に改組されて以来の消防組員226万人と防護団員400万人が合体し、新たに強力な民間防空群組織としての警防団が発足した。

防護団は任意団体であったのに対し、警防団は勅令による団体で、「警防団令」第一条に、その目的を「警防団ハ防空、水火消防其ノ他ノ警防ニ従事ス」と定められた。

組織は、団長、副団長、分団長、部長、班長、警防員によって構成され、役割として、警護部、交通整理部、灯火管理部、消防部、防毒部、救護部、工作配給部の7部を設けた。団長、副団長は地方長官が任命、部長以下は警察署長が任命し、総合的な監督は地方長官が行い、個々の水火消防に関しては消防署長が、その他は警察署長の命令を受けて行動することとなった。

警防団員は、公設消防の手薄になった都市消防に従事すべく訓練に励み、技術を磨き、空襲火災激化の中で民間防空に一翼を担う活躍をした。

● 本土空襲下の防空消防

昭和 12 年（1937）日華事変の勃発は、国内を戦時色一色に塗りつぶした。消防機関も着々と戦時体制に移行し始めた。手はじめとして、消防力の不足を補充するため、民間防空組織である防護団を警防団に編成替えし、民間組織を充実させた。

一方、消防機関自体も人員、装備を飛躍的に増強させ、組織を防空消防体制に切替え、官民一体の防空体制を築きあげた。

昭和 20 年に入って、3 月の東京大空襲に始まる全国主要都市の空襲は、本格的な本土空襲として莫大な被害となった。

そこで、東京防空体制を補うため、内務省は比較的空襲危険の少ない市町村から有償・無償の消防ポンプの供出を始めた。

その数は、東北、関東各県からポンプ車

317 台、手引ガソリンポンプ 925 台の多きに達した。

一方、人員の増強もはかられ、全国各地で消防職員の募集作戦が展開され、制限年齢を低下させて年少消防官をも採用した。

戦時下における消防力の配備基準を、内務省は人口一人に対しポンプ車 1 台と定めた。東京などでは開戦直前から増強していたためなんとか達成できたが、地方都市ではこの水準に達するのは極めて困難であった。その上、消防職員の増員はさらに困難で、認可人員に達することはできなかった。これを補ったものが年少消防官であり、学徒動員による報国消防隊であった。

しかし、戦局利にあらず、主要都市の大部分は焼野原と化し、空襲火災に身を挺して闘った消防隊員、警防団員に多数の殉職者を出した。

かくして太平洋戦争は終戦となり、やがてこれまでの官制消防制度の歴史が幕を閉じ、平和の回復とともに、自治体消防体制へと移行していった。



昭和 14 年頃の警防団